

指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

令和 8 年 8 月 28 日

八尾市健康福祉部福祉指導監査課

電 話 072-924-3012 (直通)

F A X 072-922-3786

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の規定により、下記の指定障害福祉サービス事業者に対して指定取消を行いましたので、お知らせします。

【指定の取消対象事業者】

- ・法 人 名 合同会社クラージュ
- ・代 表 者 代表社員 加隈 佑貴
- ・所 在 地 八尾市久宝寺六丁目 4 番 5 号

【指定の取消対象事業所】

- ・事 業 所 名 シュエット
- ・所 在 地 八尾市久宝寺六丁目 4 番 5 号
- ・サービスの種別 就労継続支援 B 型
- ・指 定 日 令和 7 年 4 月 1 日
- ・事 業 所 番 号 2715503823

(1) 処分日

令和 8 年 8 月 28 日

(2) 処分効力発生日

令和 8 年 8 月 28 日

(3) 指定を取り消す理由

①人員基準違反（法 50 条第 1 項第 4 号に該当）

- ・ 就労継続支援 B 型事業所においては、人員、設備及び運営に関する基準に従い、1 以上のサービス管理責任者を配置しなければならないにもかかわらず、これに違反し、令和 7 年 7 月 1 日以降サービス管理責任者を配置していなかった。

②運営基準違反（法 50 条第 1 項第 5 号に該当）

- ・ 当該事業所においては、人員、設備及び運営に関する基準に従い、サービス管理責任者が指定療養介護に係る個別支援計画を作成しなければならないにもかかわらず、こ

れに違反し、令和7年6月末日に退職したサービス管理責任者が引き続き業務に従事しているように仮装し、当該者名義で押印して作成した個別支援計画を偽造することで、サービス管理責任者が個別支援計画の作成をしていなかった。

③不正請求（法50条第1項第6号に該当）

- ・ 訓練等給付費の算定に当たっては、報酬告示において、①基準に違反してサービス管理責任者が配置されていない場合にはその翌々月から違反が解消されるに至った月までの間、相当割合を減算すること、②基準に違反して個別支援計画が作成されないままサービス提供が行われている場合には当該月から違反が解消されるに至った月の前月までの間、相当割合を減算することが定められているにもかかわらず、これに違反し、令和7年6月末日にサービス管理責任者が退職した後も当該者を配置しているかのように仮装するとともに、当該者名義で作成した個別支援計画を偽造する等の方法を用いて、令和7年10月以降、前記各減算を適用しないまま訓練等給付費を不正に請求して受給した。
- ・ 訓練等給付費の算定において、報酬告示に定める送迎加算（Ⅰ）を適用するためには、1回の送迎につき平均10人以上が利用する必要があるにもかかわらず、事業所の利用者数は送迎が不要な利用者を含めても現在まで最大で9人であり、これに違反し、令和7年6月以降、算定要件を満たさないのに当該送迎加算（Ⅰ）を適用することにより、訓練等給付費を不正に請求して受給した。

④虚偽報告（法50条第1項第7号に該当）

- ・ 本市から法第48条第1項の規定に基づき令和8年7月15日に報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられたにもかかわらず、これに違反し、令和7年6月末日に退職したサービス管理責任者が現在も従事しているかのように仮装するため、当該者について「本日は急な体調不良による休みだが、普段は毎日勤務している。」などと事実と反する説明をするとともに、当該者に関して偽造した労働条件通知書兼雇用契約書、給与支給明細書、タイムカード等の資料を提出するなどして、虚偽の報告をした。

（4）指定取消事業者に対する経済上の措置

指定取消事業者に対する経済上の措置として、不正に受領していた訓練等給付費の返還を求める。返還の対象となる期間は、サービス管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算については、令和7年10月から令和8年5月サービス提供分まで、送迎加算（Ⅰ）については、令和7年6月から令和8年5月サービス提供分までとし、返還請求に係る見込み額は、以下のとおりである。

返還請求に係る見込み額	全体	うち八尾市
訓練等給付費分	1,007,274 円	609,882 円
うちサービス管理責任者欠如減算 及び個別支援計画未作成減算分	885,646 円	546,406 円
うち送迎加算（Ⅰ）分	121,628 円	63,476 円
加算額（訓練等給付費の 40%相当額）	402,907 円	243,952 円
合計	1,410,181 円	853,834 円

※なお、事業所への請求にあたっては、八尾市分に福祉・介護職員等処遇改善加算分 46,056 円（加算額（訓練等給付費分の 40%相当額）を含む）を追加して請求することとする。